

## Ⅱ. 各論

### 1. 残留放射能基準

#### (1) 残留放射能についての基本的な考え方

食品に含まれる放射性物質については、国際的な基準も十分に考慮され、乳幼児をはじめ、すべての年齢や性別に配慮された国の基準値があります。この基準値内の食品であれば、放射性物質による健康への影響は見出されません。あわせて国や地方自治体など行政による幅広い放射性物質のモニタリング検査では、国の定めた放射性物質の基準値を超えた食品が流通しないよう出荷規制などの対応がとられていることから、国の基準値を適用します。

コープはこれからも組合員に安心してご利用いただくために、食品中の放射性物質の計画的な調査などの必要な対応をとり、検査や報告について広くお知らせします。

#### (2) コープでは、社会的に関心の高い食品やコープの産地指定商品を中心に定期的に残留放射能の自主検査を行います。

- ① 公的検査で基準値を超過したことがある産地や、その周辺地域で生産された商品
- ② コープの産直、コープの産地指定などの商品（米、味菜卵、はぐくみ鶏、茶美豚など）
- ③ 乳幼児が摂取する食品（子どもの摂取量が多い食品、ベビー用の食品など）
- ④ 摂取量が多い食品（米、飲料水、牛乳、卵、野菜、肉など）
- ⑤ 社会的に関心の高い食品

※ この検査は国や地方自治体の幅広い検査結果を前提に、供給する商品を再度検証する立場から行うもので、国や地方自治体が行う検査方法と同等の検査制度を確保します。

### (3) 食品中の放射性物質の基準値

食品を摂取することに起因する内部線量の年間上限値を1ミリシーベルトとし、特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、4食品区分にわりあてて、基準値を設定しています。(2012年4月施行)

放射性セシウムの基準値\*

食品群	基準値
飲料水	10ベクレル/kg
牛乳	50ベクレル/kg
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品	50ベクレル/kg

\*放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて設定しています。

### (4) 検査・運用の適用範囲

区分	品目	実施方法
a. 公的検査で基準値を超過したことがある産地や、その周辺地域で生産された商品	すべて対象	定期的実施
b. コープの産直、産地指定などの商品	指定産地米、味菜卵、はぐくみ鶏、茶美豚など	定期的実施
c. 乳幼児が摂取する食品	子どもの摂取量が多い食品、ベビー用の食品など	計画的実施
d. 摂取量の多い食品	米、飲料水、牛乳、卵、野菜、肉など	計画的実施
e. その他問題の発生したもの	すべて対象	速やかに実施

### (5) 基準に適合していない場合の商品対応

自主的な検査の結果	商品対応
食品衛生法に基づいて定められた食品中の放射性物質の基準値に適合していないもの	商品検査センターなどからの連絡があった場合、その商品の扱い業態の本部長の責任のもとに商品取り扱い中止などの判断と対応を組織的に行い、関係者への必要な報告をします。